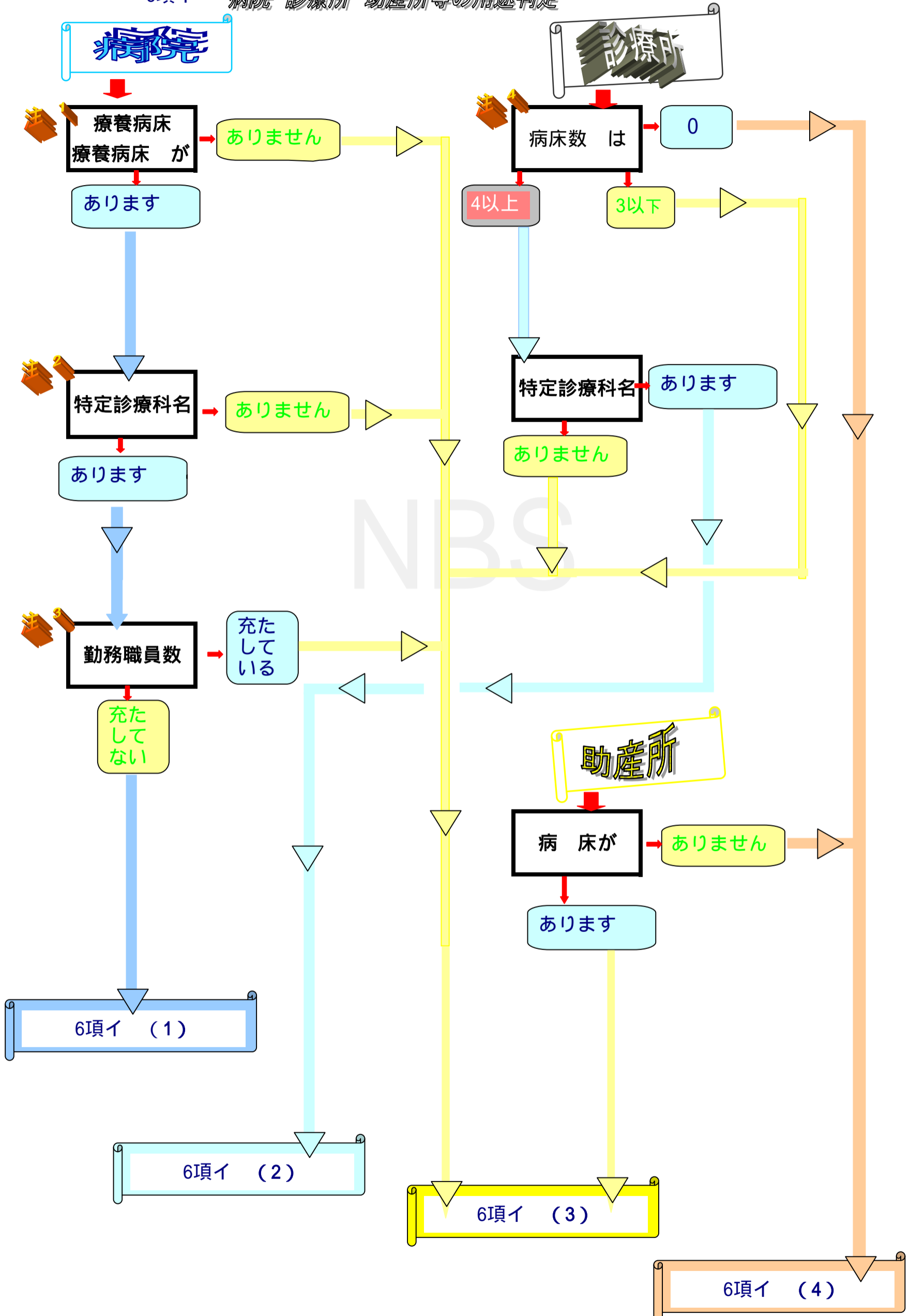
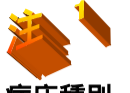


医療施設の用途判定 について - 西日本防災システム

6項イ 病院 診療所 助産所等の用途判定

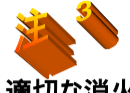


医療施設の用途判定 について - 西日本防災システム



病床種別 医療法7条2項

精神病床 感染症病床 結核病床 療養病床 一般病床



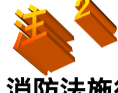
適切な消火活動体制

勤務する医師等の職員の数が病床数13に対し、1名を常時下回らない体制

勤務する医師等の職員の数

宿直勤務者を除く数が病床数60に対し、2名を常時下回らない体制

消防法施行規則第五条3項



消防法施行規則第五条4項で掲げる診療科名以外の、避難が困難であると
考えられる内科、整形外科、リハビリテーション科など



病床数とは医療法7条に規定する許可病少数をいう。診療所に於いて病床
数が4以上の場合であっても1日平均患者数が1未満のものは3床以下と見
なす事ができる。 平成27年3月27日消防予第130号通知

6項イ 消防用設備等設置基準



用途判定	6項イ (1)	6項イ (2)	6項イ (3)	6項イ (4)
消防用設備				
消火器	全て 設置 ※A			150㎡以上 ※N
自動火災報知設備	全て 設置 ※1 ※B			300㎡以上 ※N
火災通報装置	全て自動火災報知設備との連動 ※C		全て 設置 ※2 ※C	500㎡以上 ※N
スプリンクラー消火設備	全て 設置 ※3 ※D		3000㎡以上設置 ※4 ※D	60,00㎡以上 ※N
屋内消火栓設備	700㎡以上 設置 ※6 ※D		700㎡以上 ※5 ※N	
	備考	備考		

※A 平成28年3月31日まで

※B 平成30年3月31日まで

※C 平成31年3月31日まで

※D 平成37年6月30日まで

※N 改正はありません

※1 平成27年4月1日 施行

※2 6項イ(3)の医療施設は消防機関からの歩行距離が500m以内であり場合は、設置しないことができる

※3 基準面積1,000㎡未満の医療施設は特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる

※4 病院は従前より3,000㎡以上ですが、有床診療所及び有床助産所は6,000㎡から3,000㎡以上と引き下げられました

※5 主要構造部を準耐火構造と内装制限をしたもの又は、主要構造部を耐火構造としたものは、延べ面積1,400㎡以上
主要構造部を耐火構造と内装制限をしたものは延べ面積2,100㎡以上

※6 ※5の で示す構造、内装制限を有するものは基準面積1,000㎡以上



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

